

福祉医療費助成制度のお知らせ

☎福祉課 民生福祉班 ☎0820(77)5505

福祉医療費助成制度は、対象者の医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額を公費で助成する制度です。

なお、乳幼児・ひとり親家庭医療費助成（県制度）の一部負担金（入院20000円、通院10000円）およびちびっ子・中学生医療費助成（町制度）の自己負担額は、米軍再編交付金を活用して、県内医療機関での窓口負担をなくしています。

ちびっ子医療費助成制度

（町制度）

■対象となる人

(1) 年齢要件

0歳～小学校6年生まで（未就学児は、県制度非該当の者のみ）

(2) 所得要件

なし

ひとり親家庭医療費助成制度

（県制度）

■対象となる人

(1) 世帯要件

・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭の母または父および当該児童

・父母のいない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童

(2) 所得要件

なし

中学生医療費助成制度

（町制度）

■対象となる人

(1) 年齢要件

中学校1年生～3年生まで

(2) 所得要件

なし

額を計算して所得要件を判断します。

中学生医療費助成制度

（町制度）

■対象となる人

(1) 年齢要件

中学校1年生～3年生まで

(2) 所得要件

なし

【共通事項】

■受給者証有効期間

8月1日～令和6年7月31日まで

対象になると思われる方は、福祉課または最寄りの総合支所・出張所で申請の手続きをしてください。

なお、すでに受給している方には更新書類を送っていますので、手続きのお済みでない方は7月中に手続きをしてください。

■手続きに必要なもの

受給対象者の健康保険証、父母の令和5年度住民税等の申告が必要です。

※収入が0の方も申告をお願いします。

定めます。

■対象となる人
(1) 年齢要件
0歳～小学校就学前まで

(2) 所得要件

税額控除（配当控除、外国税額控除、調整控除）前の市町村民税所得割額13万6700円以下

下の世帯（父母の合算額）
※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判断します。

※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判断します。

ハワイ州カウアイ島 姉妹島提携60周年記念 姉妹島友好親善6日間の旅

今年は、ハワイ州カウアイ島との姉妹島提携から60周年の記念の年であることから、「カウアイ島」への親善訪問を行い、60周年記念式典の参加およびカウアイ日本文化協会主催の日本文化祭に参加する訪問団員を募集します。皆さまのご応募をお待ちしています。

期 日 10月12日(木)～17日(火)

費 用 基本旅行代金1人 50万円
(協会からの一部助成後の代金)

- ・岩国錦帯橋空港発着、2人1室
- ・旅行会社添乗員1人が随行します。
- ・燃料サーチャージ、旅行傷害保険や渡航申請費用等、基本料金に含まれていないものがあります。

募集人数 15人程度

応募期限 8月17日(木)

※早期に締め切る場合があります

対 象 者 周防大島町に住所を有する方、または周防大島町やカウアイ島に縁のある方

■申し込み・お問い合わせ

山口県大島郡国際文化協会（政策企画課内）

☎0820-74-1007

※各総合支所、出張所にもパンフレット、申込書を置いています。